

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業の換地処分に伴う地番(住所)変更のお知らせ

▷問い合わせ先＝市街地整備課市街地整備係(☎内線344)

平成25年8月から施行してきました、「大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業」については、土地区画整理法第103条第4項の規定に基づく換地処分の公告が、本年11月22日(金)に岩手県知事から行われました。

この公告の翌日の11月23日(土)から、区域内の地番(住所)が新しいものに変更となりました。

なお、市ホームページに換地図および新旧地番対照表などを掲載していますので、ご覧ください。

また、住所変更に伴い、右記の証明書を無料で発行していますので、必要な場合は、各窓口で申請してください。

発行している証明書

◎個人の住所が変更されたことを証明する「町名地番変更証明書」

▷対象者＝事業区域内に在住の個人
▷発行場所＝市役所1階市民環境課1番窓口

◎事業所などの所在地が変更されたことを証明する「所在地変更証明書」

▷対象者＝事業区域内に立地する法人
▷発行場所＝市役所3階市街地整備課

相続に関する「特別の寄与の制度」が創設されました

▷問い合わせ先＝長寿社会課高齢者福祉係(☎2943)

民法の改正により「特別の寄与の制度」が創設され、本年7月1日から運用されています。

この制度は、相続人以外の人は、被相続人の介護などに尽くしても、相続財産を取得することができないため、その貢献に報いる制度が求められていたことから創設されたものです。

▷制度内容＝相続人以外の人は、一定の要件のもとで、相続人に対して寄与に応じた額の金銭の支払いを請求することができます。

※右図のとおり。

▷一定の要件

- ①無償で療養看護、介護をしていたこと。
- ②被相続人の財産が維持または増加したこと。
- ③相続人以外の親族であること。

▷請求手続き

特別寄与料の金額と請求は、原則として当事者間の協議で決まります。

ただし、当事者間での協議で決まらない場合は、家庭裁判所に決定してもらうことができます。

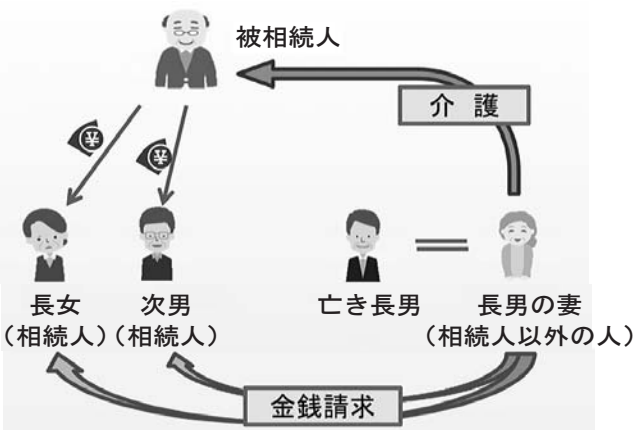
▷相談窓口

①市の無料法律相談

※市の無料相談の日程は、広報大船渡お知らせ号(毎月20日ごろ発行)をご覧ください。

問い合わせ先＝市民環境課(☎内線128)
②法テラス気仙(盛町)の無料法律相談
※「法テラス」は、国が設立した公的な法人です。
問い合わせ先＝法テラス(☎0570-078-385)
▷その他
「特別の寄与の制度」を含む民法の改正内容は、法務省ホームページで確認できます。
・ホームページアドレス＝http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html#A001

法務省 特別の寄与の制度 検索



死亡した長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合、相続人に金銭の請求ができるようになりました

12月3日～9日は「障害者週間」です

～誰もが安心して健やかに暮らせる福祉のまちの実現を目指して～

▷問い合わせ先＝地域福祉課障害福祉係(☎内線187)

「国際障害者デー」である12月3日から9日の「障害者の日」までの1週間は、「障害者週間」です。

この取り組みは、障がいへの理解を深めるとともに、障がいがある人が、さまざまな社会活動に参加する意欲を高めることを目的に設けられています。

市は、「第3次大船渡市障がい者福祉計画」において、障がいの有無にかかわらず、全ての人が平等に社会の構成員として、自立した生活や社会活動を営むことを可能にする「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念とし、障がい者の尊厳と地域共生社会の構築を目標として取り組みを進めています。

■本市の障害者手帳の所持者数

平成31年3月末現在、市内で障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)を所有している人は2,344人で、市民のおよそ16人に1人となります。

■障がいの種類

『障がい』と一言で言っても、身体障がいのほか、知的機能の発達に遅れがある知的障がい、精神疾患などによる精神障がいなど、種類や程度はその人によってさまざまです。

ペースメーカーを付けている内部障がいなど、外見では分からない障がいもあり、障がいのある人にとって、そのことを周囲に伝えることは難しい場合があります。

障がいの特性を理解し、誰もが住みやすい共生のまちづくりを目指しましょう。

◎市内の就労継続支援事業所

区分	事業所名	住所	事業内容
A型	ポブラ※	大船渡町字笹崎57-11	シイタケ栽培など
	朋友館※	立根町字下欠125-14	クリーニング、どん菓子・パンの製造販売など
B型	慈愛福祉学園	立根町字下欠125-14	花苗・野菜の栽培、Tシャツなどのプリント製造販売、清掃など
	星雲工房	立根町字下欠125-17	製菓、箱折作業、喫茶「夢茶房」(サン・リア1階)など
	さんりく・こすもす	赤崎町字諏訪前3-2	製菓・漬物・パッチワーク作品製造販売、リサイクル用品販売など
	@かたつむり	猪川町字中井沢97-1	ボールペン販売、缶詰製造販売、部品組み立てなど
	エクセルシオール	大船渡町字笹崎13-10	漬物・焙煎コーヒー・ピーマン・燻炭・梅干し製造販売など

※の事業所は、就労移行支援も行っています。

■就労支援

障がいのある人の就職件数は年々増加していますが、それでも就職希望者の4人に1人が職に就けていません。

市は、障がいのある人が今まで以上に働けるように、さまざまな取り組みを行っています。

◎就労移行支援

一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。

◎就労継続支援(A型・B型)

一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。

雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があり、福祉的就労と呼ばれています。市内の就労継続支援事業所は、下表のとおりです。

◎気仙地区障がい者就職相談会

大船渡公共職業安定所が主催する相談会では、企業の担当者との面接や、情報交換が行われています。

◎チャレンジド・ショップ

障がいのある人の福祉的就労や社会参加を促すため、週に2回程度就労継続支援事業所などの利用者が作ったパンやお菓子、野菜などの販売を市役所正面玄関前で行っています。

